

後正月廿三日

政宗 在判

加賀宰相殿

進覽

二月十七日。前田安勝、鳳至郡の諸村に、百姓を撫恤し敢へて逃走する勿らしむ。

【能登國古文書】

二〇五二

尚々具儀者、種善坊・今井彦右方より懇に可被申付候。

次にたてなおし可申候也。

一筆遣候。仍今度在々百姓共、はしり百姓共いづれもき、迷惑ちくでん之由候間、様子相尋候處ニ、前年之二免四分の催促切々に付て、百姓はしり候之由申候間、其段京都へ申遣候條、一道御返事候間、催促一せつ有間敷候。次にかし米之義、其村々にしたがひ書付を可上候。隨其有米可相渡候。利米之義も用しや候様に京都へ申上候間、成其心得百姓に立歸、かう作かん用に候。將又給人並代官下代以下非分族申におゐては、急度可注進候、堅可申付候者也。

五郎兵衛

天正十九年二月十七日

安勝 在判

本郷ぐみ

浦上ぐみ

内保ぐみ

和田村組

在々百姓中

【三輪文書】

二〇五三

從當國浦々、侍・百姓によらず、船にて他國へ越事有之者、堅あらため搦捕可引上候。定商人以下ニ相紛可越候間、其念を入候べく候。若縁者縁引などゝて隠遣候はゞ、後日ニ聞出候共、船主之儀ハ不及申、惣地下を可成敗候。成其意、かたく可相改事專要候也。

卯月朔日

利家 在印

西海

三崎

正院

直郷

飯田

松波

宇津

諸橋

穴水

府中

在々百姓中

(この文書は、從來天正十三年なりとせられたるものなるも、利家の印により推定するに天正十六年乃至文祿二年のものなるべし。今第一通に百姓逃散のことあるを以てここに合叙す。)

三月十九日。豊臣秀吉、前田利家に、その關東の役に於ける戦功を賞す。

【拾遺温故雜帖】

二〇五四

先度上洛之刻は、早々對面申候。去年於關東、松枝・八王

寺之手柄共、人口により染々と禮をも不申候。其方儀を宰相に位も揚可申候之間、可有其心得候。何事茂近日面之時分可申承候。恐々謹言。

三月十九日

吉 在判

羽柴筑前守殿

(本藩歴譜にこの文書を證とし、利家の參議に任せられたるを天正十九年に係く。然れども加賀藩史彙はそれを非とし、右大臣晴季書翰・高德公親翰・御湯殿上日記・公卿補任・時慶卿記・羽柴秀一等連署書翰に基づきて十八年正月廿一日に在りとせり。本年閏正月廿三日伊達政宗の利家に與へたる書狀の宛所に亦加賀宰相と記するを見る。尙この文書の字句を異にするもの一二あり。)

四月八日。豊臣秀吉、前田利家に、証明の軍を起すの決意を告ぐ。

【前田家文書】

二〇五五

や八くわしく可申候。お筆そめ候。